

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第179号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第231号）

「辰巳ダム瀬領地区の地すべりについて 平成18年2月 石川県」（以下「本件報告書」という。）の2.「既往調査の主要記載箇所」の2.3「昭和63年度」の6.3「急崖の形成と地質」において、瀬領町の存在する段丘面は小立野面に区分し、形成年代は12～13万年前とし、また、「瀬領町上流右岸の河床付近に分布する段丘面は笠舞上位段丘面（多摩面相当、約2万年前）に対比されている」と記載していることについて、段丘面が小立野面であるという根拠と河床付近の段丘面としている部分が笠舞上部段丘に対比できるとした根拠を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) H23. 4. 22 公開請求 | (4) H25. 3. 7 諒問 |
| (2) H23. 5. 20 公開決定 | (5) H28. 3. 31 答申 |
| (3) H23. 6. 6 異議申立て | |

5 諒問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審　查　会　の　判　断　要　旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない記載の根拠となる文書の公開を求めていると認められる。</p> <p>しかしながら、実施機関は、本件公開請求に対応する本件報告書の部分は63年度報告書を抜粋したものであり、個別の記載事項に関する根拠等を記載した文書は保管していないと述べている。</p> <p>当審査会において本件報告書を見分したところ、実施機関が述べるとおり、本件公開請求に係る記述は63年度報告書の該当部分を再録したものと理解できる。</p> <p>このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。</p>

6 審議経緯　　審査回数　3回

別 紙)

答申第179号

答 申 書

平成28年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年4月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

「辰巳ダム瀬領地区の地すべりについて 平成18年2月 石川県」（以下「本件報告書」という。）の2.「既往調査の主要記載箇所」の2.3「昭和63年度」の7.1「考察」の1)「地形上からの判断」において、瀬領町の存在する段丘面は小立野面に区分し、形成年代は12～13万年前とし、また、「瀬領町上流右岸の河床付近に分布する段丘面は笠舞上位段丘面（多摩面相当、約2万年前）に対比されている」と記載していることについて、段丘面が小立野面であるという根拠と河床付近の段丘面としている部分が笠舞上部段丘に対比できるとした根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年5月6日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を14日間延長することとして異議申立人に通知し、平成23年5月20日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

個別箇所について根拠等を記載した公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諒問

実施機関は、平成25年3月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諒問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人に対し、当審査会から理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

(1) 最近の研究では、笠舞面は上部と下部ではなく、笠舞1、2、3、4面に区分され、従来の笠舞上部面に当たるものは、1と2面に対応し、下部面は3と4に細分化されたものと言われている。この解釈で比較すると、辰巳ダム建設事務所のある平坦面は笠舞上部面に当たり、笠舞1面に当たるとされており、事務所のある面と瀬領の河床付近の平坦面が同じ時代の段丘面であるとはとても考えられない。

(2) 集落の存在する地形部に関する具体的な地形学的特徴についての記述で、具体的な形成年代にまで言及

している内容である。

また、集落下方の河床付近に存在する段丘面についても、笠舞上部段丘と断定されているわけで、模式地の笠舞地区から遠く離れたこの地区をそのように評価した記載根拠がないはずがない。

よって、根拠は必ずあるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書は、本件公開請求に係る記載のある「昭和63年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）貯水池地質調査業務委託報告書」（以下「63年度報告書」という。）のほか、数件の報告書から瀬額地区の部分を転載したものである。

63年度報告書には、直前に「北陸第四紀研究グループ：1969」からの引用を示す記載があることから、この文献を参考にしたものと考えられ、この文献中の図面と貯水池周辺の地形を照らし合わせて対比して、記述したと考えられるが、個別の理由や根拠を示す記述がないことから不存在とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、瀬額町の存在する段丘面は小立野面に区分し、形成年代は12～13万年前とし、また、「瀬額町上流右岸の河床付近に分布する段丘面は笠舞上位段丘面（多摩面相当、約2万年前）に対比されている」と記載していることについて、段丘面が小立野面であるという根拠と河床付近の段丘面としている部分が笠舞上部段丘に対比できるとした根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない記載の根拠となる文書の公開を求めていると認められる。

しかしながら、実施機関は、本件公開請求に対応する本件報告書の部分は63年度報告書を抜粋したものであり、個別の記載事項に関する根拠等を記載した文書は保管していないと述べている。

当審査会において本件報告書を見分したところ、実施機関が述べるとおり、本件公開請求に係る記述は63年度報告書の該当部分を再録したものと理解できる。

このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。

4 質問の遅れについて

本件において、異議申立てから質問までに約1年9か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいひ難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　　査　　会　　の　　処　　理　　経　　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 25 年 3 月 7 日	○ 訒問を受けた。 (訒問案件第 231 号)
平成 25 年 6 月 4 日	○ 実施機関 (土木部河川課) から理由説明書を受理した。
平成 27 年 7 月 31 日 (第 265 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 27 年 10 月 15 日 (第 267 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 27 年 12 月 21 日 (第 269 回審査会)	○ 事案の審議を行った。